

1-2. 確認レベル分けと手法一覧

現行の本人確認手法と、上記のデジタル確認手法の対応関係は、下表の通り整理される。

確認レベル	現行の本人確認等の手法	デジタルによる本人確認等の手法
厳格	<ul style="list-style-type: none"> ・実印+印鑑証明書 ・自署+実印+印鑑証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名方式 ・ID・パスワード等方式(氏名等確認あり)
中間	<ul style="list-style-type: none"> ・実印 ・合意を意思表示するための自署 ・自署+認印 	<ul style="list-style-type: none"> ・ID・パスワード等方式(氏名等の確認なし)
簡易	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・記名+認印 ・記名 ・確認を意思表示するための自署 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子文書、電子メール等への記名 ・クリックボタン ・フォーム入力等 [ID・パスワード等方式は使用可能^{注記}]

→ → → 手続における本人確認等の手法の必要性の見直し

デジタルによる本人確認等ができるまでの間、デジタル以外の本人確認等の手法で実施継続する場合においても、確認レベルの見直しを図る。

その際、手続の窓口において行われている慣習等による取扱いバラツキを廃し、業務の標準化を図り、BPRを推進する。

- ①厳格 : 例えば、生活維持や事業継続に関して深刻な影響をもたらす権利の変更等で、写真付きの身分証による本人確認等が求められるものをいう。
- ②中間的: 例えば、行政手続等で、行政処分後に疑義が生じたときに、手続を行った者に対し、その内容の再確認が求められる場合があるものをいう。
- ③簡易 : 例えば、以下のものをいう。
 - (1)閲覧・縦覧の申請書、施設の利用申込書等であって、その対象が不特定の者のうち、本人を確認する必要のないもの
 - (2)履歴書、住所変更届、廃業届等で、単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの
 - (3)公金の収納等で、記名による記録や一連の流れにより真正性の確保が可能なもの
 - (4)届出等の申請手続で、仮に本人以外が申請した場合でも、本人に不利益が生じることが想定されないもの
 - (5)国と継続的な関係にある者からの届出・報告等で、身分証等を確認しなくても当該本人からのものかどうかについて紛れのないもの
 - (6)受験願書、資格更新の申請等で、当該本人であることの確認が、一連の手続の過程で運転免許証、パスポートを始めとする公的証明書の提示等其他の手段により可能なもの。